

## 職員の懲戒処分について

武蔵村山市教育委員会は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に基づき、下記のとおり職員の懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

### 記

#### 1 処分年月日

令和5年10月24日

#### 2 対象者

職名	所属部名	年齢	性別
主事職	教育部	54歳	男性
係長職	教育部	54歳	男性
課長職	教育部	61歳	男性

#### 3 非違行為の概要

当事者	非違行為の概要
主事職	令和5年7月21日の勤務時間外に学校給食課事務室内の金庫に保管していた学校給食費（124,000円）を持ち帰った。これに加えて、同月28日にも自身の机に保管していた別の学校給食費（29,000円）を持ち帰り、合計153,000円を私的な支払に利用したもの。 なお、同月31日に全額を返済済みである。
係長職	主事職が学校給食費（124,000円）を持ち帰ったことについて、令和5年7月26日に知得したにもかかわらず、上司に報告することなく、黙認したもの。
課長職	管理監督者としての指導監督に適正を欠いたもの。

#### 4 処分の内容

(1) 主事職

停職 6月

(2) 係長職

減給10分の1 1月

(3) 課長職

戒告

#### 5 本件に係る教育長コメント

職員に対しては、公務員としての自覚、規律ある行動について、さまざまな機会を通じて注意喚起をしてまいりましたが、この度、職員がこのような事故を起こしたことは、市民の市政及び教育行政に対する信頼を損なうものであり、深くお詫び申し上げます。

今後、このようなことが再び起こることのないよう、職員の服務規律及び法令順守の徹底を図り、市民の皆様の信頼の回復に努めてまいります。